

水道用薬品の評価のための試験方法ガイドラインについて

(平成 12 年 3 月 31 日)

(衛水第 21 号)

(各都道府県水道行政担当部(局)長あて厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知)

(最終改正 令和 5 年 3 月 24 日)

水道用薬品については、「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成 12 年 2 月 23 日付厚生省令第 15 号 以下「施設基準省令」という。)において、浄水又は浄水処理過程における水に注入される薬品等(以下「水道用薬品」という。)により水に付加される物質の基準が定められたところであるが、これを確認するための方法について、今般、標記ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)を別添のとおりまとめたので、下記について留意の上、参考とされたい。また、貴管下の水道事業者等への周知についても、ご配慮願いたい。

なお、施設基準省令の制定にともない、昭和 48 年 7 月 20 日付け環水 88 号本職通知「水道に使用する凝集剤、薬品等の取扱いについて」は、平成 12 年 3 月 31 日付け衛水第 20 号本職通知「水道施設の技術的基準を定める省令等の留意事項について」により廃止することを念のため申し添える。

記

第 1 ガイドラインの位置づけ

施設基準省令第 1 条第 16 号に規定する、水道用薬品により水に付加される物質について同省令別表第一を満たすことを確認するための方法については、水道事業者が合理的、客観的な判断に基づき、自らの責任で選択し、採用することとなるが、その際の参考として本ガイドラインを作成し、示すこととしたものであること。

第 2 留意事項

1 評価の対象となる水道用薬品について

施設基準省令第 1 条第 16 号の規定は、浄水又は浄水処理過程における水に注入される薬品等のすべてを対象とする。今回のガイドラインには、現在使用されている薬品、あるいは将来使用が予想される薬品について、評価のための試験方法を示している。ここに示す以外の薬品を用いる場合は、合理的客観的な方法により、施設基準省令別表第一の事項(以下「評価項目」という。)について基準(以下「評価基準」という。)を満たしていることを確認する必要があること。

2 評価項目について

水道用薬品については、すべての評価項目について評価基準を満たしていることを確認することが原則であるが、以下の場合を例外とする。

イ 試験方法の原理上測定値が意味をなさないもの

酸化剤、還元剤における、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)のように、試験方法の原理上、測定値が意味をなさないものについては、試験を省略することができること。

ロ 評価基準以下であることが明確なもの

物質の性状等から判断して、最大注入率で添加しても評価基準以下であることが合理的、客観的に明らかである項目については、試験を省略できること。

ハ 浄水処理のため意図的に加えるものの主成分

鉄系凝集剤や硫酸銅等、水道の水質基準における水道水が有すべき性状に関連する項目の物質を主成分とする水道用薬品については、その主成分を評価対象としないことができること。

3 最大注入率について

最大注入率については、それぞれの水道事業者が使用状況により適切な値を設定すること。このとき、ガイドラインの参考資料表三、過去の実績の注入率及び水道用薬品メーカーが設定した値等が参考となること。

4 確認の頻度について

水道用薬品が評価基準を満たすことの確認は、購入契約時、契約期間中あるいは納入期間中の適切な時期、その他試験の必要性が生じたときに実施すること。

5 凝集剤の試験方法について

凝集剤については、精製水に凝集剤を溶解して試験を行ったものが不適合となった場合であっても、凝集・沈殿・ろ過操作を行った後の溶液について試験を行うことができること。